

公 示

中運局公示 第 23 号

令和 8 年 7 月定期海技士国家試験の合格者を下記のとおり発表する。

令和8年7月17日

中 部 運 輸 局 長

発表内容	試 験 地
筆 記	名古屋市

＜海技士(航 海)＞

種 別		合 格 者 受 験 番 号				
三級海技士	(航 海)	1302	1317	以下余白		
四級海技士	(航 海)	1501	1502	1503	1506	1508
		以下余白				
五級海技士	(航 海)	1701	以下余白			

◎筆記合格の有効期間

15年（合格した日から受験する試験開始日まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

発表内容	試 験 地
筆 記	名古屋市

＜海技士(機 関)＞

種 別		合 格 者 受 験 番 号				
三級海技士	(機 関)	1303	1306	以下余白		
内燃機関 三級海技士	(機 関)	3301	3305	以下余白		
四級海技士	(機 関)	受験者無				
内燃機関 四級海技士	(機 関)	3501	3801	以下余白		
五級海技士	(機 関)	1701	以下余白			
内燃機関 五級海技士	(機 関)	3801	以下余白			

◎筆記合格の有効期間

15年（合格した日から受験する試験開始日まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

科目合格者

<海技士(航海)>

種 別 及 び 受 験 番 号	合 格 科 目			種 別 及 び 受 験 番 号	合 格 科 目		
三級海技士(航海)	航海	運用	法規	三級海技士(航海)	航海	運用	法規
1303	—	—	合格	1313	—	合格	合格
1305	—	—	合格	1318	—	—	合格
1307	—	合格	—	1320	—	—	合格
1308	—	—	合格	1321	—	合格	—
1312	—	合格	—				
四級海技士(航海)	航海	運用	法規		航海	運用	法規
1504	—	—	合格				
以下余白							
五級海技士(航海)	航海	運用	法規		航海	運用	法規
該当者無							

◎科目合格の有効期間

3年（合格した試験開始日から受験する試験開始日まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

科目合格者

<海技士(機関)>

種 別 及 び 受 験 番 号	合 格 科 目				種 別 及 び 受 験 番 号	合 格 科 目			
三級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務	三級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務
1302	—	—	—	合格	1308	—	—	合格	—
1304	—	—	—	合格	1316	—	—	—	合格
1307	—	合格	—	—	1318	—	—	合格	—
内燃機関 三級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務		機(一)	機(二)	機(三)	執務
3302	合格	—	合格	—					
以下余白									
四級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務		機(一)	機(二)	機(三)	執務
受験者無									
内燃機関 四級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務		機(一)	機(二)	機(三)	執務
該当者無									
五級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務		機(一)	機(二)	機(三)	執務
該当者無									
内燃機関 五級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務		機(一)	機(二)	機(三)	執務
該当者無									

◎科目合格の有効期間

3年（合格した試験開始日から受験する試験開始日まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

口 述 試 験 日 割 表

<海技士(航海)>

月／日	午前 8 時 45 分 集合				午後 13 時 15 分 集合			
(曜日)	種 別	受験番号			種 別	受験番号		
7/24 (金)					六級海技士(航海)	1909	以下余白	
7/27 (月)					五級海技士(航海)	1702	1703	以下余白
7/28 (火)	五級海技士(航海)	1704	1705	1706	四級海技士(航海)	1508	1511	以下余白
7/29 (水)	四級海技士(航海)	1512	1513	以下余白	四級海技士(航海)	1514	以下余白	
7/30 (木)	三級海技士(航海)	1310	以下余白		三級海技士(航海)	1319	1322	以下余白

※ 口述試験受験者は指定された集合時間までに船員労働環境・海技資格課(9階)に来て下さい。

※ 受験票は必ず持参して下さい。(指定の海技試験六法等[「海技士試験案内」参照]を持参できます。)

<海技士(機 関)>

月／日	午前 8 時 45 分 集合			午後 13 時 15 分 集合		
(曜日)	種 別	受験番号			種 別	受験番号
7/24 (金)	内燃機関 五級海技士(機関)	3701	3702	以下余白	内燃機関 五級海技士(機関)	3703 3704 以下余白
7/27 (月)	五級海技士(機関)	1701	以下余白	/	内燃機関 四級海技士(機関)	3504 以下余白 /
7/28 (火)	内燃機関 三級海技士(機関)	3306	以下余白	/	三級海技士(機関)	1301 以下余白 /
7/29 (水)	三級海技士(機関)	1303	以下余白	/	三級海技士(機関)	1310 以下余白 /
7/30 (木)	三級海技士(機関)	1311	以下余白	/	/	/

※ 口述試験受験者は指定された集合時間までに船員労働環境・海技資格課(9階)に来て下さい。

※ 受験票は必ず持参して下さい。(指定の海技試験六法等[「海技士試験案内」参照]を持参できます。)